

加古川市児童福祉制度出前講座実施要綱

こども部長決定

(目的)

第1条 この要綱は、市民等の団体が主催する集会等にこども部の職員が講師として出向き、児童福祉制度の説明及び専門的知識を活かした講習等（以下「出前講座」という。）を実施することにより、児童福祉制度に関する情報提供の一層の充実を図るとともに、市民等の学習機会の拡充及び意識啓発を図り、もって児童福祉制度への理解と関心を深めることを目的とする。

(対象)

第2条 出前講座を受講することができる者は、原則として市内に在住、在勤又は在学するおのおの10人以上の者で構成された団体等とする。

(内容)

第3条 こども部長は、前条に規定する団体等からの希望に基づき出前講座を実施するものとする。

(開催日時及び場所)

第4条 出前講座は、原則として平日に開催するものとする。ただし、こども部長が必要と認めるときは平日以外に開催することができる。

- 2 出前講座の開催時間は、午前10時から午後9時までのうちおおむね2時間以内とする。
- 3 出前講座の開催場所は、市内に限るものとする。

(申込み等)

第5条 出前講座を受講しようとする団体等の代表者（以下「申込者」という。）は、原則として当該団体等が主催する集会等を開催しようとする日のおおむね1ヶ月前までに加古川市児童福祉制度出前講座申込書（様式第1号）をこども政策課に提出しなければならない。この場合において、こども政策課は、当該申込書を受付後直ちに当該出前講座を担当する課等（以下「担当課」という。）に送付するものとする。

- 2 出前講座の受講に係る施設の利用については、申込者の責任においてこれを行うものとする。

(通知)

第6条 こども政策課は、前条第1項の規定による申込書を収受したときは、担当課と調整し、速やかに実施の諾否を加古川市児童福祉制度出前講座諾否通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

- 2 所管課は、前項の承諾をするときは、必要に応じて条件を付することができる。

(実施の制限)

第7条 次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、出前講座を実施しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれのあるとき。
- (2) 特定の政党、宗教又は営利を目的とした催し等を行うおそれのあるとき。
- (3) 出前講座の目的に反し、その受講が適当でないとき。

(変更等の報告)

第8条 第6条の規定により出前講座実施の承諾通知を受けた団体等は、開催日時、場所その他申込事項に変更があったとき、又は出前講座の受講を取り消そうとするときは、速やかに

こども政策課に報告し、その承諾を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(報告)

第9条 担当課は、講師派遣修了後、実施結果報告書(様式第3号)をこども政策課に提出するものとする。

(費用負担)

第10条 講師の派遣費用は、無料とする。ただし、出前講座の受講に際して施設使用料及び材料費等が必要となるときは、受講者において負担するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、こども部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

加古川市児童福祉制度出前講座申込書

年 月 日

加古川市こども部長 様

団体名
住所
代表者名
電話

次のとおり加古川市児童福祉制度出前講座を申し込みます。

第1希望	年 月 日 () : ~ :	
第2希望	年 月 日 () : ~ :	
場 所		
希望内容		
参加予定人数		
集会等の 名称及び 開催目的	名 称	
	開催目的	
備 考		

注

- 1 おおむね10人以上の団体等が対象になります。講座当日の出席者数についても10人以上となるようにお願いします。
- 2 所管課の業務等の関係上、日時等でご希望に添えない場合もありますのであらかじめご了承ください。
- 3 この講座では質疑や意見交換はできますが、行政に対する苦情や要望を受ける場ではありませんのでご理解ください。
- 4 特定の政党、宗教又は営利を目的とした催し等には、出前講座は実施できません。

加古川市児童福祉制度出前講座諾否通知書

年 月 日

団体名
代表者 様

加古川市こども部長

年 月 日付けで申込みのありました出前講座について、
下記のとおり実施する・実施しないこととしましたのでお知らせします。

記

1 次のとおり実施します。

講座名	
日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
場所	
講師	所管課：
	連絡先：
	氏名：
受講条件	

注 変更・詳細等については、所管課と打合せをしてください。

2 次の理由により実施しません。

理由	
----	--

加古川市児童福祉制度出前講座結果報告書

年 月 日

加古川市児童福祉制度出前講座について、次のとおり報告します。

担当課	
講座名	
申込者	団体名：
	代表者名：
実施日時	年 月 日 () 時 分～ 時 分
場 所	
参加人数	
派遣職員名	
主に説明した内容、講師として工夫したこと、感想等	